



第3次
東御市国土強靱化
地域計画

令和6年2月
東 御 市

第3次東御市国土強靱化地域計画 目次

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨	2
2 計画の性格	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の目的	5
5 計画期間	5
6 計画の検討プロセス	6
7 対応方策の重点化	6
8 評価・見直し	7

第2章 基本的な考え方

1 想定するリスク	10
2 総合目標、基本目標	18
3 起きてはならない最悪の事態	19

第3章 取り組むべき事項

1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られること	23
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保すること	29
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	34
4 ライフラインの被害を最小限に留め、早期に復旧させること	37
5 流通・経済活動を停滞させることなく、日常生活が良い状態に戻ることに	39

参考資料

資料1 第3次東御市国土強靱化地域計画の策定体制	44
資料2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	45
資料3 「起きてはならない最悪の事態」及び「想定される発災事例」と「対応方策」との関係	46
資料4 公共事業等整備箇所一覧	48

第1章

計画の基本的事項

1 策定の趣旨

東日本大震災を契機として国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、平成 25 年度に国土強靱化計画を策定。令和 5 年 7 月に計画変更しました。

幾多の災害から得た教訓を活かした災害対策が図られているところですが、本市においても、「災害が発生しても、生命を失わず、迅速に元の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置いて、平時からの「備え」を行うことにより、市全体が災害に強くしなやかに対応できること。」すなわち、強靱化の推進が求められ、平成 28 年 3 月「東御市国土強靱化地域計画」を策定しました。

急峻な山岳地に囲まれ、多くの河川と傾斜地からなる本市は、土砂災害や河川氾濫による水害の発生や、「糸魚川－静岡構造線断層帯」や「南海トラフ」等を震源とする地震が発生した場合の被害についても予測されています。

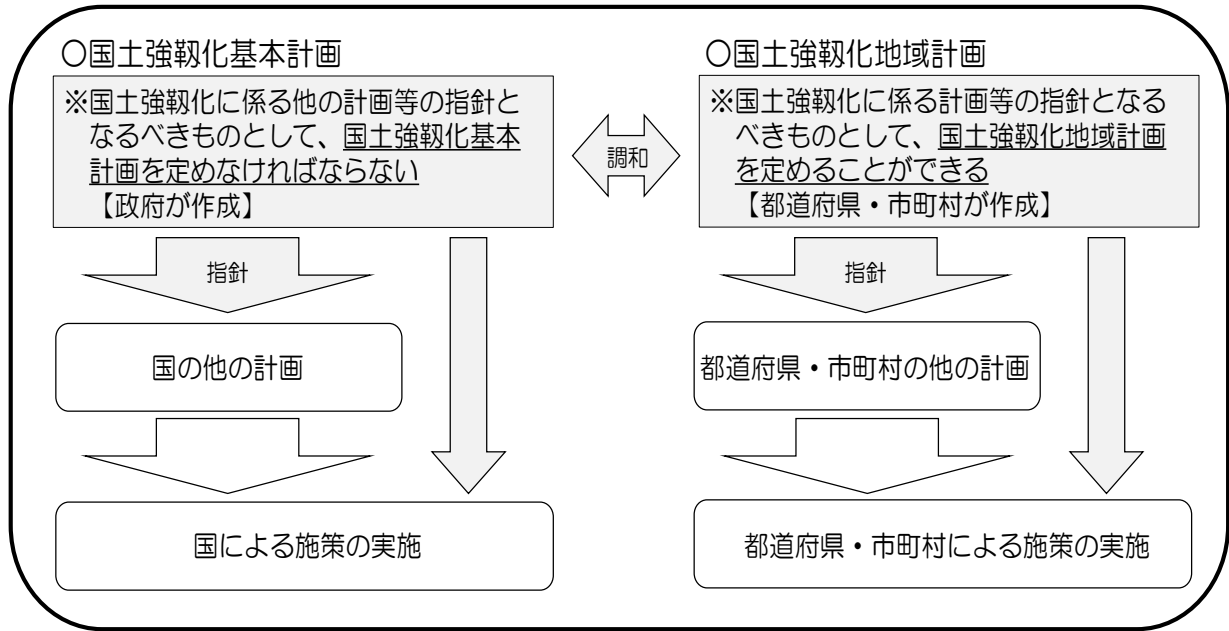
こうした自然災害の発生を止めることはできません。しかしながら、自然災害を予想し、事前の準備や対策を行い、更には「自助」、「共助」、「公助」が連携することによって被害の抑制や早期の復旧が可能となり、市民の生命、財産、生活を守り抜くことにつながります。

平成 28 年の「東御市国土強靱化地域計画」策定以後も熊本地震（H28）、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 6 年能登半島地震などの大災害が発生しており、これらの大災害への「備え」や社会情勢の変化などを考慮しながら強靱化に向けた見直しを行い、「第 3 次東御市国土強靱化地域計画」（以下「**地域計画**」という。）をここに策定するものです。

2 計画の性格

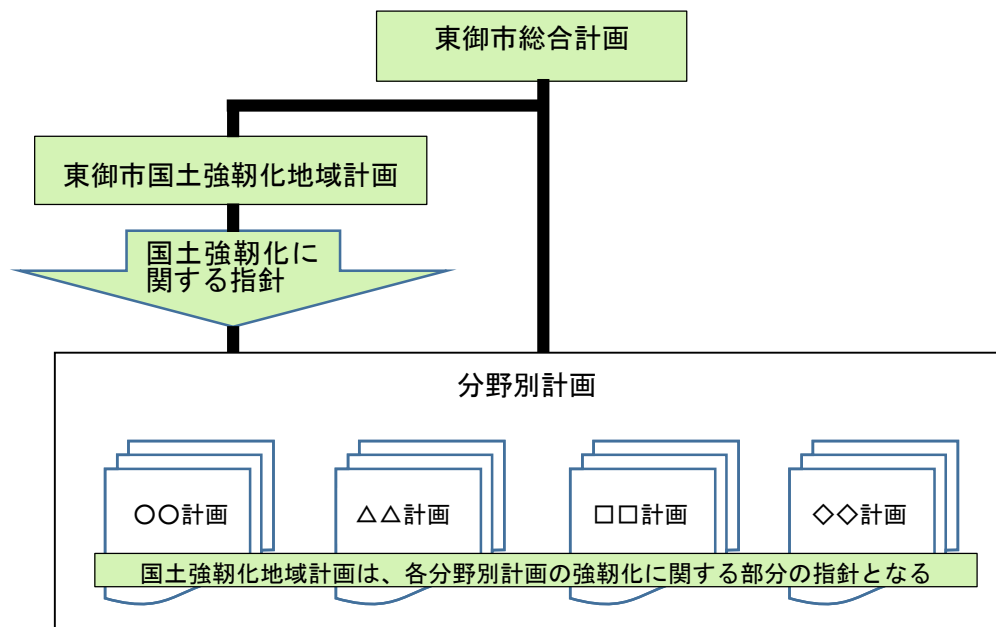
地域計画は、大規模自然災害に対する本市の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国の国土強靱化基本計画や長野県強靱化計画と調和を図りながら策定するもので、国土強靱化の観点から、本市における様々な分野の指針となる計画です。

参考：国土強靱化における計画の体系



3 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定する国土強靱化地域計画であり、本市の最上位計画である東御市総合計画との整合・調和を図りつつ、強靱化に関して本市で策定している各分野別計画の指針となる計画とします。



東御市国土強靱化地域計画と関係する計画の抜粋

第3次東御市総合計画 【令和6(2024)年度～令和15(2033)年度】	第2次東御市観光ビジョン 【平成27(2015)年度～令和6(2024)年度】
東御市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略 【令和2(2020)年度～令和6(2024)年度】	第4次東御市地域福祉計画 【令和2(2020)年度～令和6(2024)年度】
東御市地域防災計画 【平成17(2005)年度策定】	東御市教育大綱 東御市教育基本計画 【平成31(2019)年度～令和5(2023)年度】
第2次東御市環境基本計画 【平成28(2016)年度～令和7(2025)年度】	東御都市計画マスタープラン 【平成17(2005)年度～令和7(2025)年度】
東御市農業振興計画 【平成27(2015)年度～令和6(2024)年度】	東御市水道事業経営戦略 【平成31(2019)年度～令和10(2028)年度】
東御市森林整備計画 【平成31(2019)年度～令和10(2028)年度】	

4 計画の目的

地域計画の一番の目的は、市民の生命・財産・生活を守り抜くことにあります。

過去の災害から得られた教訓等を踏まえた「最悪の事態」を設定し、これらが仮に発生した場合の、地域の現状と課題を分析して、強靱化に向けた施策を効果的に実施していくことにより、「最悪の事態」を招かないことを目指します。

また、行政単独でなく、地域組織や市民、企業ともに連携して、地域内の連携体制の構築や事前の準備を進めることが強靱な地域づくりを実現するためには必要です。

地域計画では、以上を踏まえ、地域、行政、関係機関が一体となって強靱化に取り組み、市民の生命、財産、暮らしを守り抜くことを目的とします。

5 計画期間

計画期間は、第3次東御市総合計画の計画期間と合わせて、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5年間とします。

図 総合計画との関係

年度	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	...
総合計画	第3次東御市総合計画（10年間）										
	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）					
地域計画	第3次計画（5年間）					第4次計画（5年間）					

6 計画の検討プロセス

長野県は、「第3期長野県強靱化計画」において、想定される大規模自然災害や国土強靱化基本計画を参考に、29項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、項目ごとに施策と指標の洗い出し、現状と問題点を整理した上で、対応施策の検討を実施しました。

地域計画も、国及び長野県の検討手法を参考にしつつ、3つのステップに分けて検討し策定しました。

ステップ1では、第3期長野県強靱化計画の基本目標や起きてはならない最悪の事態を参考に、市における「基本目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

ステップ2では、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、「対応方策の現状と課題（脆弱性評価等）、推進方針」について整理及び検討を実施しました。

ステップ3では、ステップ2で評価した対応方策について、重点化を実施するとともに、計画書としてまとめました。

今回の見直しにおいては、国土強靱化地域計画庁内連絡会議を開催し、庁内の意見集約を図りました。

7 対応方策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、優先順位の高いものから、重点的に推進していく必要があります。長野県は、国が設定した35項目の「起きてはならない最悪の事態」を、地理的状況等を加味して29項目までに整理しました。本市においては、これらを参考に18項目に整理し、それぞれの対応方策をまとめました。

8 評価・見直し

地域計画は、社会情勢等の変化や、強靱化に関する施策等の推進状況等を考慮しながら、PDCA サイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善）により、計画内容の見直しを行います。

地域計画における数値目標の達成による本市の強靱化を目指しつつ、地域計画に記載されていない、本市の強靱化に資する新たな取り組みや数値目標の上方修正等、随時、地域計画に取り込みながら、積極的に実施します。

なお、地域計画では先行する個別計画等から目標値を引用しているため、地域計画の計画最終年度と目標年度が異なるものもあります。

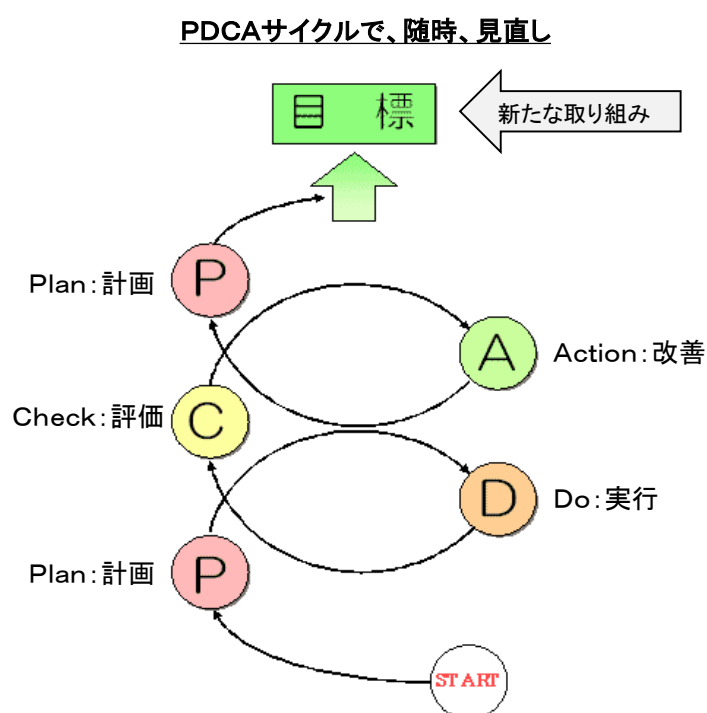


図 評価見直しに係るPDCAサイクルのイメージ

第2章

基本的な考え方

1 想定するリスク

本市においては、過去の発生事例と、今後の発生が想定される大規模自然災害を、本市の強靱化を検討する上でのリスクとして設定します。その具体的事例を以下に提示します。

○過去の大規模自然災害

【降雨被害】

・寛保2年(1742年) 戌の満水(いぬのまんすい)

大河千曲川は太古から度々洪水を起こしてきた。上田小県地方では18から19世紀の200年間に千曲川沿岸の田畑が流出した洪水は記録に残るだけでも40回を数え、中でも近世最大の大洪水は「戌の満水」と呼ばれているものである。

この年旧暦の7月27日から8月1日(旧暦のこの年の7月は、小の月として29日まで。太陽暦では8月27日から30日)にかけて豪雨がつづいた。この原因は歴史書によると台風が運んだ集中豪雨によるものとされている。この台風により、信州(長野)・上州(群馬)・武州(埼玉・東京)一帯が集中豪雨に見舞われ、浅間山地の南西斜面に降った豪雨は千曲川に流れ出し、大きな被害をもたらした。小県付近では、旧金井村(現東御市)の所沢川上流で山崩れが起こり、谷を埋めた土砂が天然ダムをつくり、それがきれて土石流がとなり村を襲った。これにより113人の死者になった。この土石流は下流の旧常田村(現東御市)を直撃、流失家屋119軒、死者68人に達し、おびただしい耕地を流失した。

なお、この「戌の満水」と呼ばれる大洪水は下流の長野盆地赤沼で水嵩5メートルに達し、千曲川流域で死者2,800人を出す大災害となった。

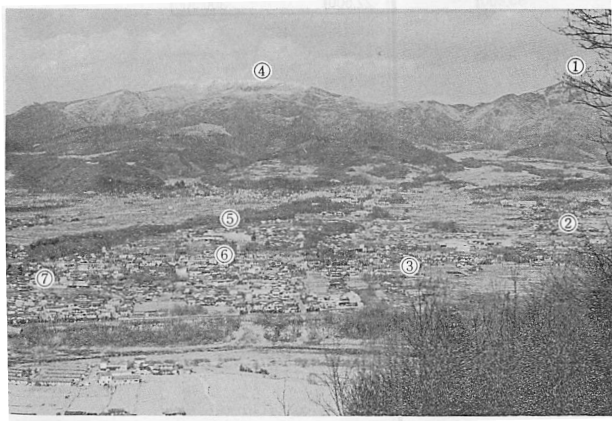


図 市内に雑木林として残る寛保の土石流の跡

- ①三方ヶ峰 ②金井 ③加沢 ④鳥帽子岳
- ⑤土石流跡の林 ⑥東部中学校 ⑦常田

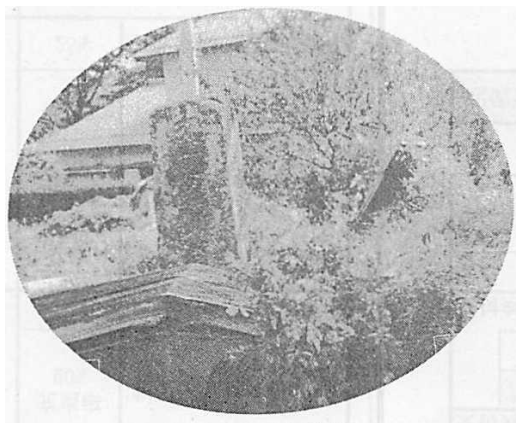


図 流死者の墓(金井)

※上田地域千曲川自然電子図鑑より抜粋、一部修正

※東部町村誌(歴史編)より抜粋

・昭和33年(1958年) 台風21号

9月8日、ミクロネシア連邦付近で発生した台風21号は、9月17日、伊豆半島から関東平野を北上し、鹿島灘で海上に出た。「南接近型太平洋コース」の典型で特に雨量が多く、長野県下では佐久地方から中野市一带に大きな被害を出した。

旧北御牧村では、17日夕方から降り出した雨が、翌18日早朝から激しい大暴風雨となり、鹿曲川流域の諸河川を氾濫させ、橋梁流失1箇所、堤防決壊80箇所、道路決壊27箇所、家屋流失10棟、家屋浸水30棟、校庭流失450坪、田畑流失、埋没冠水多数等、農作物へも甚大な被害をもたらした。18日午前5時から午後7時にかけての降雨は、御座山165mm・軽井沢140mm・八ヶ岳134mm・鹿曲川流域の水源となる蓼科山では300mmを記録し、豪雨のすさまじさを物語っている。また、9月26日夜から27日朝にかけて襲来したほぼ同じコースをたどった台風22号が被害をさらに拡大した。



図 増水した鹿曲川前田橋付近図



図 平時の鹿曲川前田橋付近(1994年5月)

※北御牧村誌(自然編)より抜粋、一部修正

・昭和34年(1959年) 台風7号

8月12日午後1時ころ、マリアナ東方海上で発生した台風7号は、発生からわずか3日目に駿河湾に上陸し、富士川を遡上して釜無川流域から、8月14日長野県に入り、県東部から北部へ千曲川沿いを、通り魔のように荒らし去った。県内の通過時にはやや衰えたものの、中心気圧970hPa、中心から120km以内は風速20m以上、軽井沢で瞬間風速36.3mを記録し、通過時速は60kmに達している。旧北御牧村の被害は、暴風雨による河川の氾濫と風害で、家屋全壊32戸・半壊57戸・床上床下浸水40戸・水田流失埋没28.2ha・堤防決壊16箇所、さらに切久保橋が消失し、農作物にも甚大な被害が出た。

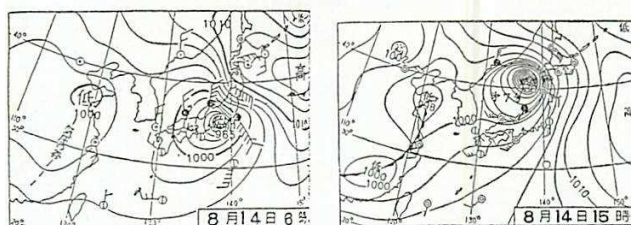


図 1959年8月14日の天気図

※北御牧村誌(自然編)より抜粋、一部修正

・昭和34年（1959年） 台風15号（伊勢湾台風）

9月21日、マリアナ東方で発生した熱帯性低気圧が台風15号となり、9月26日午後6時、紀伊半島潮岬付近に上陸した。中心気圧945hPa、風速35mを維持し、吉野熊野山地から伊勢湾に暴風雨と高潮被害をもたらし、飛騨地方を一気に縦断し新潟県南部から日本海に抜けた。この台風は、風台風といわれる「西接近型日本海コース」の典型で、暴風雨圏は直径500kmにも達した。

旧北御牧村でも、午後11時30分には風速35mに達し、御牧原と八重原の台地では、強風により、トタン屋根や瓦が飛ぶすさまじさであった。家屋の全半壊10戸、軽症1人という被害を出した。

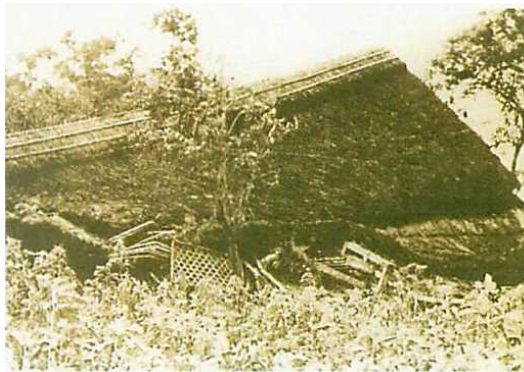


図 八重原の倒壊した民家

※北御牧村誌（自然編）より抜粋、一部修正

・昭和57年（1982年） 台風18号

9月12日、寛保以来の千曲川洪水（水位10.5m）といわれる被害のあった台風が発生した。この台風は9月5日21時にグアム島付近に発生した弱い熱帯低気圧が発達しながら西へ進んだあと、6日9時に台風18号に発達した。その後北西に進みながらさらに発達し、9日9時には南大東島の南東約600kmの海上で中心気圧955hPa、中心の最大風速40m/秒の大型で強い台風になった。10～11日にはゆっくり北東に進んだあと、進路を北または北北東にかえて北上し、12日18時に静岡県御前崎付近に上陸した。その時の中心気圧は936hPa、最大風速35m/秒の大型台風であった。

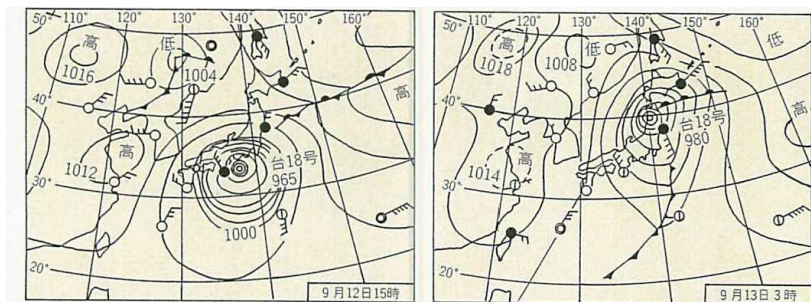


図 1982年8月台風18号の進路等

※東部町誌（自然編）より抜粋、一部修正

・令和元年（2019年）東日本台風（台風第19号）

10月6日に南鳥島近海で発生した令和元年東日本台風（台風第19号）は、強い勢力で静岡県に上陸した後、関東甲信地方と東北地方を通過したため、東日本から東北地方を中心に広い範囲で観測史上1位（当時）の記録を更新する大雨となり、1都12県に大雨特別警報が発表された。

本県では、10月12日から13日にかけて非常に激しい雨（長野地方気象台：日降水量132.0mm統計開始以来の極値更新）と強風（長野地方気象台：日最大瞬間風速25.7m/s10月としての極値更新）により、千曲川の越水や堤防の決壊、人や建物への被害、農地や農業用施設の浸水被害、鉄道の運休や航空機の欠航、停電などのライフラインへの影響など、様々な被害が発生した。また、県内43市町村に初めて大雨特別警報が発表されたほか、千曲川氾濫発生情報も発表された。

近年経験のない大規模な浸水被害となり、多数の人的被害、住家被害が発生するとともに、1,700名を超える逃げ遅れの発生、避難生活の長期化、浸水した地域の復旧・復興など様々な課題が浮き彫りになった。

※長野県強靱化計画より抜粋

【東御市内の状況】

令和元年10月の台風第19号は、長野県内に初めて大雨特別警報が発表されるほどの記録的な大雨をもたらす数百年に一度の被害を及ぼしました。本市においても千曲川流域を中心とした河川の氾濫や浸水害、強風による死者、負傷者などの人的被害に加え、市内全域にわたり、住宅、道路・橋梁・河川等の土木施設、社会福祉施設、学校教育施設、商業施設や工場等の事業所、農地・農林業用施設など甚大な被害が発生し、当市は激甚災害認定及び災害救助法の適用を受けることとなりました。また、電気・ガス・水道などのライフラインも停止し復旧までに時間を要しました。

1 降雨について

雨については、10月11日夜から降り始め13日朝まで継続的に降り続けました。台風の最接近に伴い、12日昼頃から夜にかけて雨脚が強まり市内全域で記録的な降水量を観測しました。

田中地区	174.5mm	滋野地区	165.0mm	柵津地区	148.5mm
和地区	158.0mm	北御牧地区	212.0mm	湯の丸区	331.0mm

※12日00時から24時間の降水量の状況

2 避難所開設の状況

10月12日、14時45分に5地区小中学校（田中・滋野・柵津・和、北御牧中）、13日3時49分に中央公民館追加開設し、13日10時50分に6カ所避難所を閉鎖しました。

避難状況（最大時）

全合計	田中小	滋野小	柵津小	和	北御牧中	中央公民館
453人	266人	10人	18人	26人	113人	20人

3 被害等の概要

(1) 人的被害及び家屋の損壊等の状況

区分	概要等
人的被害	死者1名・軽傷1名 田中橋付近道路陥没により車ごと千曲川へ転落
住家被害	一部損壊 31世帯45人（内床上2世帯29人含む）（内床下1世帯4人含む）、床下浸水のみ 2世帯2人
事業所等被害	【建設業】一部損壊1件（内床下1件）、【製造業】一部損壊 2件（内床上1件）、【卸売業・小売業】一部損壊1件（内床上1件）、【商業・サービス業】全壊1件（内床下1件）、一部損壊 3件（内床上3件）、床下浸水のみ 1件
建造物等被害	【全壊】1件（内床下1件）【一部損壊】8件（内床上1件、床下4件）【床上浸水のみ】1件、【床下浸水のみ】3件
その他	ガス配管破管（海野宿橋：国際石油開発帝石）

(2) インフラの被害状況

種別	概要等
道路	【土砂崩落及び堆積、道路陥没 等】 県道 24カ所（丸子東部インター線等） 市道・水路 54カ所（白鳥神社線（海野宿橋）、島川原御牧原線 等）
橋梁	【下部工崩落、護岸崩落、落橋 等】7カ所（布下橋、切久保橋、田中橋、海野宿橋、本下之城、赤岩本郷4号橋、潜り橋）
河川	【護岸崩落、土砂堆積 等】31カ所（千曲川、鹿曲川、所沢川 等）
電気	【停電】市内 540戸（16日 14:23 全戸復旧）
水道	【断水】市内 421戸（19日 17:00 全戸復旧） （布下区、島川原区、大日向区、切久保区の一部、常満区、光が丘区）

(3) 農業被害

区分	概要等
農地	【法面崩落 等】 284カ所
農業施設	【水路等】 87カ所
農作物	【リンゴ、ブドウ、水稲 等】 49カ所
林道	【法面崩落、倒木 等】 9カ所
山林	【斜面崩落 等】 8カ所

※「令和元年台風第19号災害対応に係る検証結果について」より抜粋



崩落した田中橋の様子



崩落した海野宿橋の様子



崩落した布下橋の様子

【雪氷被害】

・平成26年(2014年) 2月大雪災害

2月13日に発生した低気圧が、16日にかけて発達しながら本州の南岸を北東に進んだ。その後、低気圧はさらに発達しながら三陸沖から北海道の東海上に進み、19日にかけて千島列島でほとんど停滞した。この低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、特に14日夜から15日未明にかけて、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となったところがあった。

また、15日から19日にかけて、北日本を中心に大雪や暴風雪となった。14日から19日までの最深積雪は山梨県甲府市で114cm、群馬県前橋市で73cm、埼玉県熊谷市で62cmとなる等、統計期間が10年以上の観測定点のうち、北日本と関東甲信地方の18地点で観測史上1位を更新した。風については、北海道えりも町えりも岬で32.9m/s、東京都三宅村三宅島で28.5m/sの最大風速を観測する等、各地で暴風を記録した。

この大雪と暴風雪により、岩手県、秋田県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、宮崎県で死者24名となったほか、近畿地方から北海道の広い範囲で住家損壊等が発生した。また、停電、水道被害、電話の不通、農作物の被害、道路の通行不能、鉄道の運休、航空機の欠航等の交通障害が発生した。特に関東甲信地方を中心に、道路への積雪や雪崩等による車両の立ち往生や、交通の途絶による集落の孤立が、複数の都県にわたって発生した。

※長野県強靱化計画より抜粋、一部修正



図 2014年2月の降雪時の様子

2月14日から15日にかけての記録的な降雪は、各地で観測史上最多の積雪を記録する等、過去に類のない豪雪となりました。市内でも約80cmに達する積雪があり、交通機関が混乱するほか、農業用施設等が損壊する被害が発生しました。

市ではいち早く小中学校の臨時休校や市立保育園の臨時休園、各種施設の臨時休館、イベント等の中止を決めたほか、公式ホームページやメール配信システム、エフエムとうみを通じて道路状況等の情報を発信し、17日には「雪害対策本部」を設置しました。

御牧原南部区では積雪により生活道路が寸断され、多くの世帯が一時的に孤立状態となりました。「この難局を乗り切るには地域力の結集しかない」との区長判断から、区独自の災害対策本部が設置され、区役員、消防団、区民有志が懸命の除雪作業を行い、生活道路を復旧させました。同区の事例のように、災害時に大きな力を発揮するのが、地域での助け合いです。日頃から近所付き合いを大切にし、災害に強い地域をつくりましょう。

※市報とうみ(2014年3月号)より抜粋

○発生が想定される大規模自然災害

【地震被害】

・糸魚川－静岡構造線、南海トラフ巨大地震

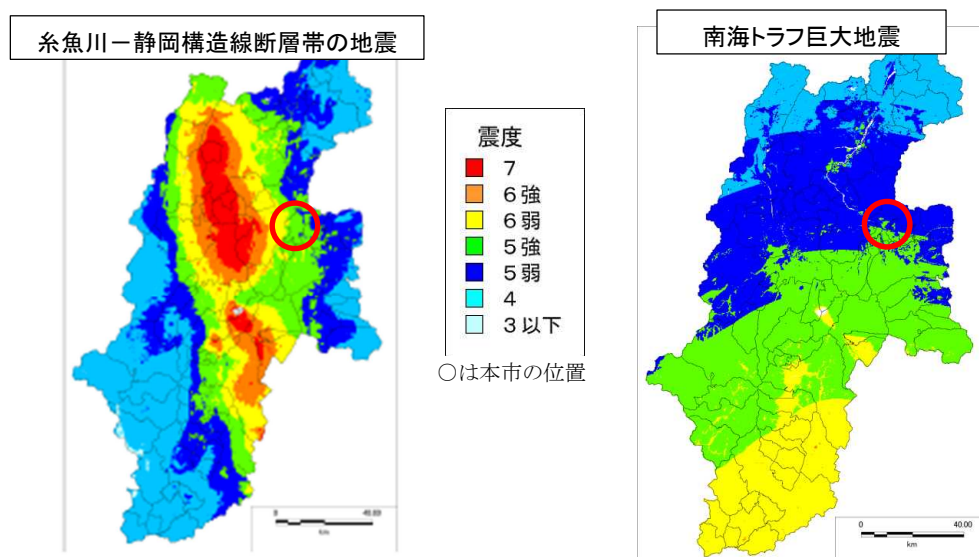
長野県の地形は、大きくは山地と盆地に分けられ、山地が80%以上を占め、盆地が10%以下となっている。また、山地と盆地の境界には、中間的な性格をもつ丘陵や台地が見られる。山地には、その成因の違いによって、隆起山地と火山山地に区分される。

隆起山地は、西南日本の東縁部を構成する飛騨山脈、木曾山脈、赤石山脈、伊那山地、伊那南部山地があり、糸魚川－静岡構造線より東側には関東山地西縁を構成する佐久山地、県央部を占める筑摩山地、長野盆地東側の河東山地等が分布している。火山山地は、火山活動に伴い地下深部からのマグマの噴出によって形成された山地である。糸魚川－静岡構造線より西側の飛騨山脈に、弥陀ヶ原、焼岳、アカンダナ山、乗鞍岳、御嶽山、フォッサマグナ地域に草津白根山、浅間山、横岳、新潟焼山、妙高山の活火山がある。

盆地は、飯山、長野、上田、佐久、松本、白馬、諏訪、伊那等が分布している。これらの盆地は、中期更新世以降に誕生し、周辺山地からの堆積物で埋積されている。

長野県には山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られる。国の地震調査研究推進本部では、基盤的調査観測の対象となる主要活断層帯を設定し、活断層調査を行った上で長期評価結果を公表している。長野県内には6つの主要活断層帯が存在している。その中で、糸魚川－静岡構造線断層帯（牛伏寺断層を含む区間）ではM_j（気象庁マグニチュード）8程度の地震が今後30年以内に発生する可能性が14%（算定基準日：平成27年（2015年）1月1日）と評価されている。

長野県地震被害想定調査報告書（概要版）によると、本市に関連する内容としては、糸魚川－静岡構造線断層帯による地震で震度6弱、南海トラフ巨大地震で震度5強等の地震発生の可能性が記載されている。

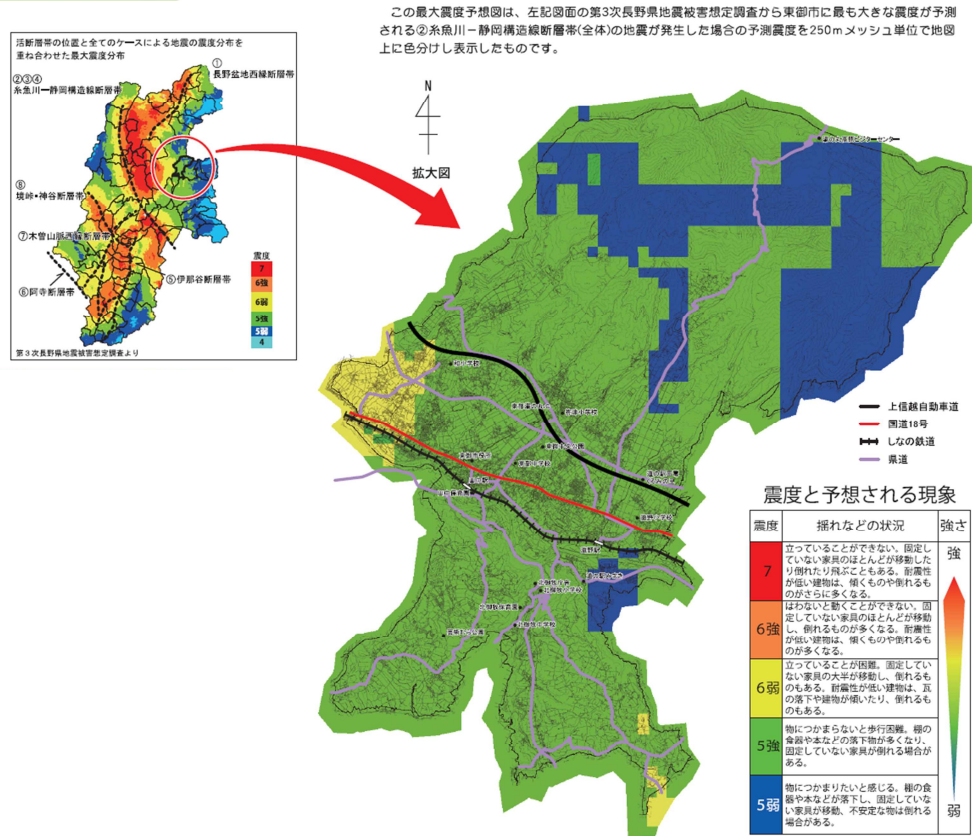


(図)地震の地表震度分布（左：糸魚川－静岡構造線断層帯の地震、右：南海トラフ巨大地震）

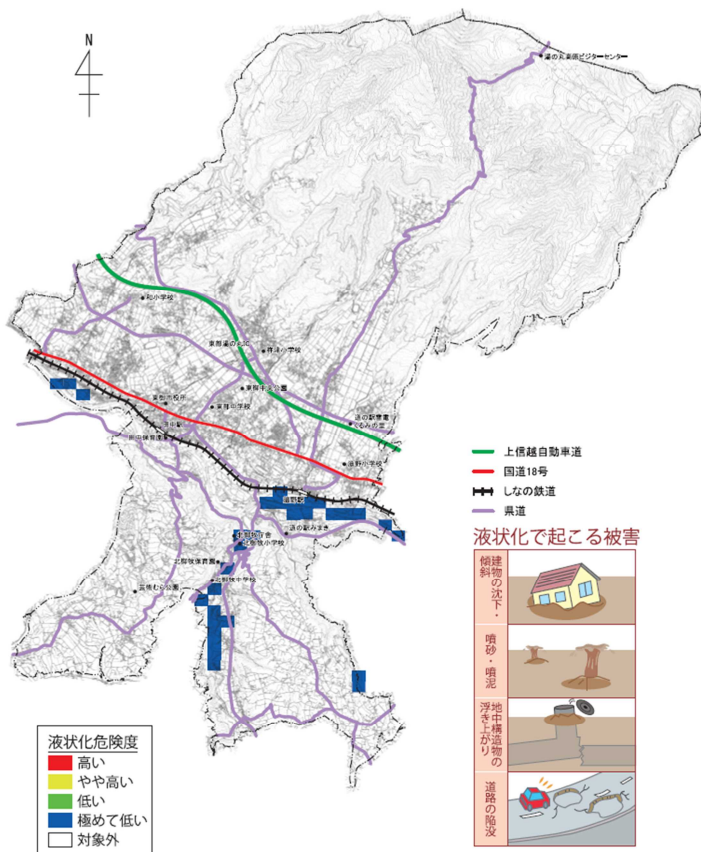
※長野県地震被害想定調査報告書（概要版）（平成27年3月）より抜粋、一部修正

※長野県地震対策基礎調査報告書（平成14年3月）

糸魚川－静岡構造線線断層帯の地震（東御市避難所・災害ハザードマップより）



糸魚川－静岡構造線線断層帯の地震発生時の液状化予測図（東御市避難所・災害ハザードマップより）



左記の液状化予測図は、糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震が発生した場合に、市で予測される震度において、液状化が生じる危険度を250mメッシュ単位で地図上に色分けして示しています。

市内において液状化危険度は「極めて低い」箇所が複数箇所見られます。

2 総合目標、基本目標

大規模自然災害への必要な備えを、平時から行う強靱な東御市づくりは、第3次東御市総合計画に掲げられた「人と自然にやさしい 豊かな暮らしを実感できるまち とうみ」の実現及び将来世代への着実な継承にも寄与するものです。

東御市を強靱化する上で、明確化した「総合目標」と「基本目標」達成のために、直面する様々な大規模自然災害等に対する脆弱性を見出し、評価することが必要となります。その前段として、前節で検証した過去におけるリスクや今後予測されるリスクと地域特性等を鑑み、「起きてはならない最悪の事態」の洗い出しを各課で行い、それぞれ「基本目標」ごとに設定しました。

○総合目標

市民の生命、財産、生活を、ともに守り抜く

○基本目標

- I あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られること
- II 負傷者に対し、迅速に救助、救急活動が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保すること
- III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
- IV ライフラインの被害を最小限に留め、早期に復旧させること
- V 流通・経済活動を停滞させることなく、日常生活がより良い状態に戻ることにすること

3 起きてはならない最悪の事態

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態
I あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られること	I - i	地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	I - ii	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生
	I - iii	ため池の決壊・土砂災害等による死傷者の発生
	I - iv	避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
II 負傷者に対し、迅速に救助、救急活動が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保すること	II - i	長期にわたる孤立集落の発生や被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	II - ii	医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	II - iii	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化
	II - iv	被災地域における感染症等の大規模発生
III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	III - i	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	III - ii	テレビ・ラジオ放送の中断や、通信インフラ障害によりインターネット・SNS等で災害情報が必要な者に伝達できない事態
IV ライフラインの被害を最小限に留め、早期に復旧させること	IV - i	電力供給ネットワークや石油・ガス等のサプライチェーンの機能の停止
	IV - ii	上下水道等の長期間にわたる供給及び機能停止
	IV - iii	地域内交通ネットワークが分断する事態
V 流通・経済活動を停滞させることなく、日常生活がより良い状態に戻ること	V - i	基幹的交通ネットワークの機能停止
	V - ii	農地・森林等の荒廃による生産能力、多面的機能の低下
	V - iii	有害物質の大規模拡散・流出
	V - iv	文化財や環境的資産、有形・無形文化の喪失・衰退
	V - v	食料・飲料水等の安定供給の停滞

計 18 の事態

第3章

取り組むべき事項

1 想定される発災事例

「起きてはならない最悪の事態」を、より具体的にイメージできるよう、本市独自に「想定される発災事例」を設定しました。「起きてはならない最悪の事態」と「対応方策」との関係がより明確なものとなるよう努めたものです。

2 対応方策

第2章で設定した「基本目標」の達成に向けて、主に本市が取り組んでいる施策や事業を本章では「対応方策」として、「基本目標」ごとに整理しました。

3 目標値

「対応方策」ごとに、「脆弱性評価（現状認識と課題の整理）」及び「推進方針」を本章では示しています。この中で、達成すべき数値目標を設定しているものがありますが、第1章でも触れたとおり、先行する個別計画等から引用していますので、地域計画の目標年度と異なるものもある点にご留意ください。

なお、東御市総合計画に記載があるものに【総合計画】を付しています。

4 脆弱性評価

国では、国土強靱化基本計画において我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。

この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は令和5年7月の変更において35項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。また、長野県では令和5年3月策定した第3期長野県強靱化計画において国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施し29項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

当市では、国及び県の脆弱性評価を参考に18項目について評価を実施しました。

5 SDGs(Sustainable Development Goals)「持続可能な開発目標」

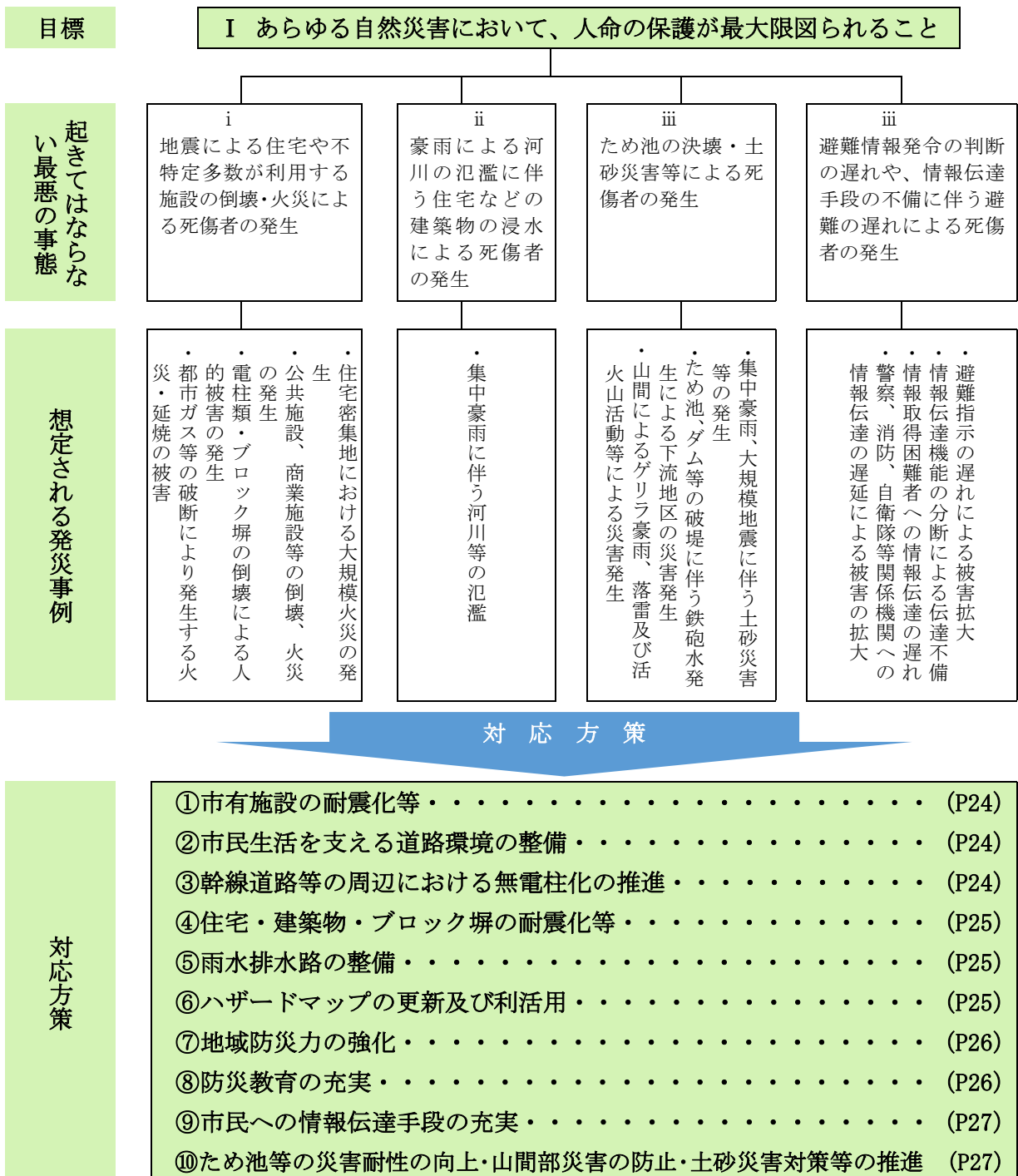
SDGsは、平成27年(2015年)年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っています。本市では、このような世界規模の目標を十分に踏まえ、当計画においても推進に取り組んでいきます。



1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られること



災害発生時には、人命を保護することが最も優先されなければなりません。このため、防災の観点で、自身の安全を守る（自助）ための防災教育に取り組むとともに、地域のつながりを大切にしたい助け合い（共助）の体制づくりが不可欠です。更に、今後発生しうる大規模自然災害に備えて、倒壊の恐れのある建造物の耐震対策、雨水排水対策、交通ネットワーク等の強靱化に向けた計画的な整備が求められています。



推進方針（取り組むべき事項）

①市有施設の耐震化等		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の者が利用する市有施設が、地震等により倒壊した場合、多くの被害が発生する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の耐震及び長寿命化 ・ 小中学校施設の長寿命化

②市民生活を支える道路環境の整備		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中豪雨や大規模地震により、道路や橋梁等の道路施設が被災し、人的な被害が発生する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路環境の整備を継続して実施し、道路の信頼性、安全性の確保に努めます。 <p>数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 橋梁長寿命化計画に基づく修繕 (2028年迄 3巡目点検) 長寿命化修繕工事件数 33橋(2024年) ⇒ 37橋(2028年迄) ○ 舗装長寿命化計画に基づく修繕 補修が必要な区間について、計画的な補修を実施します

③幹線道路等の周辺における無電柱化の推進		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路等の周辺における電柱類は、災害発生時に道路への倒壊による道路の閉塞、断線による電力情報通信網の遮断等が想定されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における避難路・輸送路の確保といった防災機能の強化も含め、幹線道路等の周辺における無電柱化について検討していきます。

④住宅・建築物・ブロック塀の耐震化等	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 住宅、建築物耐震診断や耐震改修事業の利用実績が減少しているため、耐震診断を促進する取り組みや補助制度等の積極的なPRを行うことが必要です。 耐震性の乏しいブロック塀は、震災時に倒壊し、人的被害を誘発する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、建築物耐震診断を促進する取り組みや補助制度等の積極的なPRを行います。 通行者の安全を確保するためのブロック塀の耐震対策について、長野県と連携を図りながら、各種耐震化策の周知を実施します。 <p>数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断実施件数 611件(2024年) ⇒ 635件(2028年) ○指定文化財の耐震調査【教育基本計画】 住宅や建築物を良好な状態に保つための耐震調査と修繕

⑤雨水排水路の整備	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 豪雨等に伴う出水量の増加により、床下浸水等の被害が散見しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 出水量の増大による水害を未然に防ぐため、河川や既存排水施設を利用しながら、排水路網の整備を進めます。 <p>数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雨水排水路の整備 過去に溢水が発生した地域を優先的に整備

⑥ハザードマップの更新及び利活用	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年、県から示された新しい被害想定(L2)を基に「避難所・災害ハザードマップ」を冊子タイプに変更し作成しました。冊子は全戸配布、データについてはホームページで公開し、市民にハザードマップの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練や出前講座等を通じ、市民にハザードマップの有効利用を促進し、防災意識の高揚を図っていきます。 また、県から新たな危険箇所の情報が出された場合は、ハザードマップの更新を行う

<p>や災害時の避難所・避難方法等について周知を図ること等の活用促進が必要です。</p>	<p>とともに、冊子の刷新も状況に応じ対応を図っていきます。</p> <p>数値目標等</p> <p>○ハザードマップの作成率</p> <p>100%(2022年)</p>
--	--

⑦地域防災力の強化	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した時は、自分の身の安全を守ること「自助」が最優先です。防災対策には、「ここまで対応すれば十分」という明確な基準がないため、一人ひとりが、自分の周りにどのような災害の危険が及ぶのかを考え、その被害をできるだけ少なくするために必要な対策を講じることが重要です。 ・防災まちづくりの推進を図るため、近年頻発・激甚化する大規模災害等において、まちづくりにおける災害リスクの分析・課題抽出を通じた防災・減災対策の取組方針及び地区ごとの課題に対応した対策の検討が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の参加を通じ、災害に対する身の安全のとり方を知るとともに、各区での顔の見える関係を構築し、地域住民同士の防災力の強化を図っていきます。 <p>数値目標等</p> <p>○防災訓練の参加促進 【総合計画】</p> <p>市防災訓練の参加人員</p> <p>5,000人(2023年)※安否確認者を含まず ⇒ 15,000人(2028年)※安否確認者含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から7年度において都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を一体的に策定する中で、地域防災計画等と整合を図り、防災・減災対策の内容を検討します。

⑧防災教育の充実	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・未来ある子どもたちを守るためにも、防災教育の充実が必要です。小中学生及び高校生への防災教育に当たっては、身近な災害事例を取り上げる等、内容を工夫し、家庭でも防災について話し合う機会となるよう、 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理マニュアルや避難訓練マニュアルを活用し、避難訓練等を実施することで有事に備えます。

<p>進める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の場所、特に、子どもたちだけで過ごしている際に発生した災害に対しては、自らの命を守る行動が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等を活用し、家庭でも防災について話し合う機会をもち、「災害は、時と場所を選ばない」ことを認識し、対応できるような防災教育の充実に努めます。
--	---

⑨市民への情報伝達手段の充実	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報等メール配信サービス、SNS 及び市 HP 等による情報発信、Wi-Fi 環境の整備により災害時の情報提供を多重化する対策はとられていますが、より多くの市民（情報弱者・観光客・外国人を含む。）へ情報が確実に伝達できるよう、検討を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ラジオの配布とともに、難視聴地域の解消と合わせ、正確で迅速な情報伝達手段の多重化を推進します。 <p>数値目標等</p> <p>○防災ラジオの世帯普及率 【総合計画】 配布率 79.5% (2023 年) ⇒ 80% (2028 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市公式 LINE の機能強化の検討を行い、SNS の活用による情報発信の体制強化を整備します。 ・ケーブルテレビによる災害情報を安定的かつ継続的に発信するために、北御牧局舎の移設及び伝送路の 2 ルート化を行うことで、災害に対する強靱化を図ります。 ・災害に係わる気象情報について、雨量等観測システムの利活用を促進し、引き続き降水量等の気象情報をリアルタイムに発信します。

⑩ため池等の災害耐性の向上・山間部災害の防止・土砂災害対策等の推進	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震や台風、豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクが高いため池の 60 池について、令和 5 年度までに 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化対策の必要があるため池について、国、県の補助制度等を活用し、ため池の耐震補強を進めます。施設の保全については、管

20 池の耐震性調査を実施しました。

2 次災害の発生を早期発見及び防止するため、地域や行政等の関係者が協力してため池等の安全点検を実施する体制の構築が必要です。

- ・近年のゲリラ豪雨、落雷及び活火山活動等の災害からの山間部での退避場所及び受入体制が整っていない場合、来訪者の安全確保が図れないほか、要配慮者への支援が遅延する事態が想定されます。

- ・土砂災害防止対策の推進に関する法律の基礎調査において、土砂災害等の危険性のある渓流域山腹や急傾斜地特別警戒区域については、年 1 回の県と市合同によるパトロールを実施し、その危険性について目視による調査を行っています。

砂防堰堤等のハード対策の推進を図るとともに、ハザードマップによる地形的危険性の周知と避難経路等の確認を呼びかけ、特に下流域の要援護施設等は地域防災計画における避難計画策定等のソフト対策が必須となります。

理団体との連携を図っていきます。

数値目標等

○農村地域防災減災事業

耐震性調査 60 池(2030 年完了)

耐震補強工事

1 池(2018 年迄) ⇒ 2 池(2024 年迄)

- ・山間部での退避場所における要配慮者の収容・滞在能力、長期退避に対応可能なトイレ機能などの環境整備を図るとともに、受入体制の構築の検討を進めます。

- ・継続した土砂災害警戒区域等パトロールの実施

数値目標等

○ハード事業の推進

県火山砂防事業 横堰(栗生沢、熊沢)

事業計画 2021 (R3) ~2028 (R10)

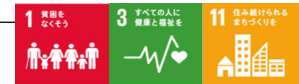
県急傾斜地崩壊対策事業 ^{あがた} 県

事業計画 2019 (R1) ~2024 (R6)

その他、土砂災害防止対策等が必要な箇所については随時対策方法について検討を行います。

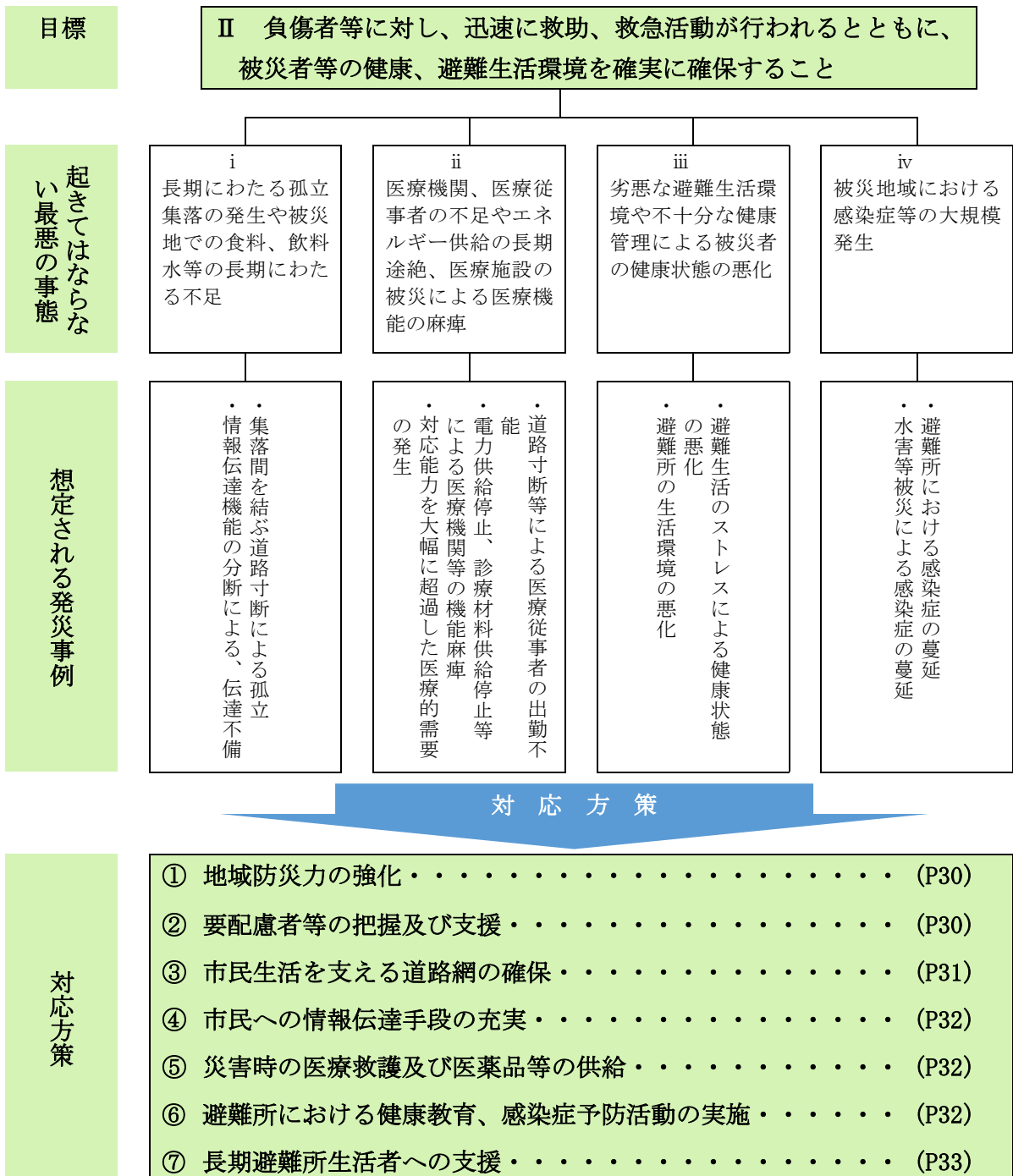
ハザードマップによるソフト対策を図り、要援護施設等の避難計画策定については関係部署が連携し支援を行います。

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保すること



大規模災害発生直後は、迅速な救助、救急活動により、災害による被害を最小限に抑えることが必要です。このため減災の観点で、自主防災組織及び消防団による地域の安全強化、要配慮者の避難行動の支援が不可欠です。

更に、市民に対して正確で迅速な情報伝達、食料及び医薬品等の備蓄資材の供給、市民生活を支える道路の通行確保対策に取り組む必要があります。



推進方針（取り組むべき事項）

①地域防災力の強化		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の充実 隣近所が助け合って地域の安全を守る「共助」の輪を広げ、安否確認、避難、救助活動の円滑化を更に図る必要があります。 ・消防団の充実強化 地域防災の要である消防団は、少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、消防団員の確保が困難になっています。 また、消防団施設をはじめ消防団車両及び装備品が老朽化・不足していることからこれらの現状の中で消防団の装備等の充実を図る必要があります。 ・地域住民自らの安全強化 消防防災班、消防団のみならず、一般住民の地域防災に関する意識の向上、理解の深化が災害に強い地域づくりに直結します。自助・共助・公助に寄与する意識・体制づくりや、消防防災班、消防団との連携・協力体制の構築が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の充実 消防防災班を中心とした地域防災力の充実と体制強化を推進し、災害発生直後の「即応性」を高めます。 ・消防団の充実強化 新規消防団員の確保に努めるとともに、有事に即応できる団員確保のため、企業等に理解を深めるための取り組みを地域と共に進めます。 地域活動助成事業（もしくはコミュニティ助成事業）による防火衣の計画的購入を図るとともに、団員へ貸与し、安全確保に努めます。 <p>数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団員の確保【総合計画】 消防団員数 670 名（2023 年） ⇒ 675 名（2028 年） ○防火衣の追加数 ⇒ 93 着（2028 年） ・地域住民自らの安全強化 防災訓練等を通じた防災意識向上とそれぞれの役割に応じた「共助」に寄与する体制の構築を推進します。 <p>数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市防災訓練の参加人員【総合計画】 5,000 人（2023 年）※安否確認者を含まず ⇒ 15,000 人（2028 年）※安否確認者含む

②要配慮者等の把握及び支援		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成 福祉専門職の協力を得て、避難行動要支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿作成と支援内容確認 画一的な名簿ではなく、実態に合った避難

<p>者名簿を作成しているが、地域に潜在的にいる避難行動要支援者の把握が課題となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画書の作成及び支えあい台帳との整合性 災害対策基本法の改正により要配慮者のうち避難行動要支援者の避難計画を作成することが努力義務となりました。 このため、支えあい台帳との整合性を図りながら、個別避難計画書を作成することが必要です。 ・地域包括支援体制の充実 災害が起きた際の要配慮者への支援について、地域、行政、事業所それぞれの役割や動きを平時から共有しておくことが必要です。 	<p>行動要支援者名簿を作成するため、福祉専門職の協力を得ながら随時名簿の更新を行っていきます。</p> <p>また、関係機関と連携し、潜在的にいる避難行動要支援者の把握を行います。(福祉課)</p> <p>特に、医療的ケアを必要とする児については、家族や関係者と共有し対応を協議します。(子ども家庭支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画書の作成及び支えあい台帳との整合性 全区で同意を得られた避難行動要支援者の個別避難計画書を作成します。また、区の意向を聞き取りながら支えあい台帳との整合性を図っていきます。 ・地域包括支援体制の充実 災害が起きた際の要配慮者への支援について、地域、行政、事業所それぞれの役割や動きを平時から共有しておけるよう、多職種が集まる際に定期的に話題提供を行います。
--	---

③市民生活を支える道路網の確保		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害に伴う倒木や大雪、地震時の瓦礫等による道路の閉塞により、緊急車両等が通行不能となり、救助・救急活動に支障が出る可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、応急工事や除雪を迅速に実施する体制を維持し、迂回路を含めた道路網の確保を図ります。 ・道路網の維持に資する道路施設の整備を継続して実施し、道路の信頼性、安全性の確保に努めます。

④市民への情報伝達手段の充実		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な救助、救急活動の実施のため、地域住民からの被害状況等を迅速に市役所等へ伝達する、情報の双方向化も必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式LINEの機能強化の検討を行い、SNSの活用による情報発信の体制強化を整備します。 ・ケーブルテレビによる災害情報を安定的かつ継続的に発信するために、北御牧局舎の移設及び伝送路の2ルート化を行うことで、災害に対する強靱化を図ります。

⑤災害時の医療救護及び医薬品等の供給		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療用機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県または関係機関に対して供給の要請を行う必要があります。 ・災害発生時の透析患者や在宅酸素療養者等への対応については、医療サービスの提供が滞ることのないようにする必要があります。 ・大雨・台風や地震など大規模災害時は、上小地域や県全体で被害を受けることが想定されるため、各家庭や各施設独自で災害を想定した備えをしておく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定を締結し、平時より震災に備えます。 ・災害発生時、駆け込みによる負傷者に対する搬送や救護について、医療機関や消防署等との連携について検討のうえ、対応していきます。 ・避難時に「お薬手帳」や3日分の服薬を備えておく等の日頃の健康教育について、医療機関や薬局と協力して市民に周知します。

⑥避難所における健康教育、感染症予防活動の実施		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化に伴う感染症等が発生する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から感染症予防対策用資器材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時は、衛生指導、健康調査等の感染症予防活動を速やかに行います。

		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所ごとに感染症対策が実施できる職員体制を確保します。
--	--	---

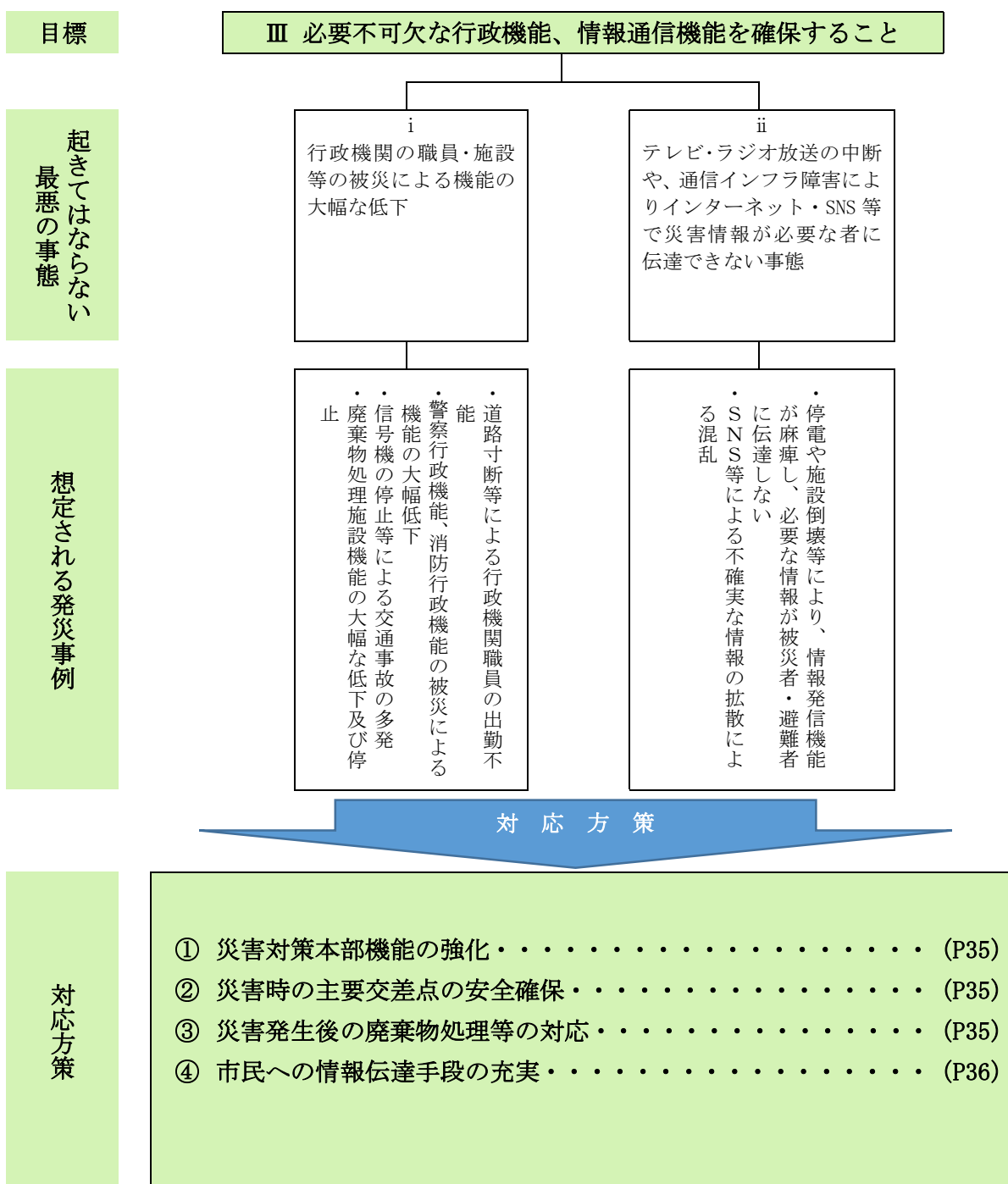
⑦長期避難生活者への支援		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の災害において、避難生活が長期化した場合の災害関連死の発生が問題になっています。避難者に対して市営住宅や応急仮設住宅への早期入居や、災害ケースマネジメント体制を確立し、心身のケア等も含めた支援が不可欠になっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在内閣府で実施している避難生活者支援サポーター・リーダー等の研修を通じ、地域のリーダー育成を図っていく。

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること



大規模災害発生後、早期に行政機能を回復させ、災害対策本部の指揮機能を発揮することが重要です。このため、市役所業務継続計画に沿って行政職員体制を整え、情報収集と行政情報の提供が不可欠です。

更に、迅速な救助や救急活動を円滑に実施するための主要道路の交差点の安全確保と、被災地域の衛生環境を確保するための廃棄物処理対策が必要です。



推進方針（取り組むべき事項）

①災害対策本部機能の強化	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の地域の拠点となる行政機能の維持が不可欠です。 大規模自然災害時において、庁舎の被災や職員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。 災害時には、電力供給が途絶する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎機能不能時の対応、資源確保等について、業務継続計画の見直しとあわせて検討を行い、業務継続体制強化に努めます。 ・停電時も災害対策本部機能を維持できるように、非常用発電機を整備しています。 <div data-bbox="938 616 1382 949" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">市役所本庁舎地下の非常用発電機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の情報について、自衛隊、警察等のリエゾンのほか、電気、ガスなどの生活インフラに係る関係者に対する情報共有を図っていきます。

②災害時の主要交差点の安全確保	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・信号機への電源供給が遮断された場合に、地域交通が混乱し、人命救助・物資補給等に甚大な影響が出る可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・信号機能停止の防止のため、信号機電源付加装置の設置等の必要な対策を公安委員会に要請していきます。

③災害発生後の廃棄物処理等の対応	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の停止により、被災後時に発生した廃棄物処理が滞り、復旧が遅延する 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後も廃棄物処理施設を継続して運転するための対策を講じることにより、迅速な

<p>る可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理遅延により、復旧に期間を要する可能性があります。 ・生ごみリサイクル施設の操業停止により、被災後の衛生環境に影響が出る可能性があります。 	<p>復旧を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画及び第2次東御市一般廃棄物処理基本計画に沿って、県・市民との協同による被災時対応体制の構築を進めます。 ・生ごみリサイクル施設では、被災時において、衛生環境の維持と迅速な業務の復旧に努めます。
--	---

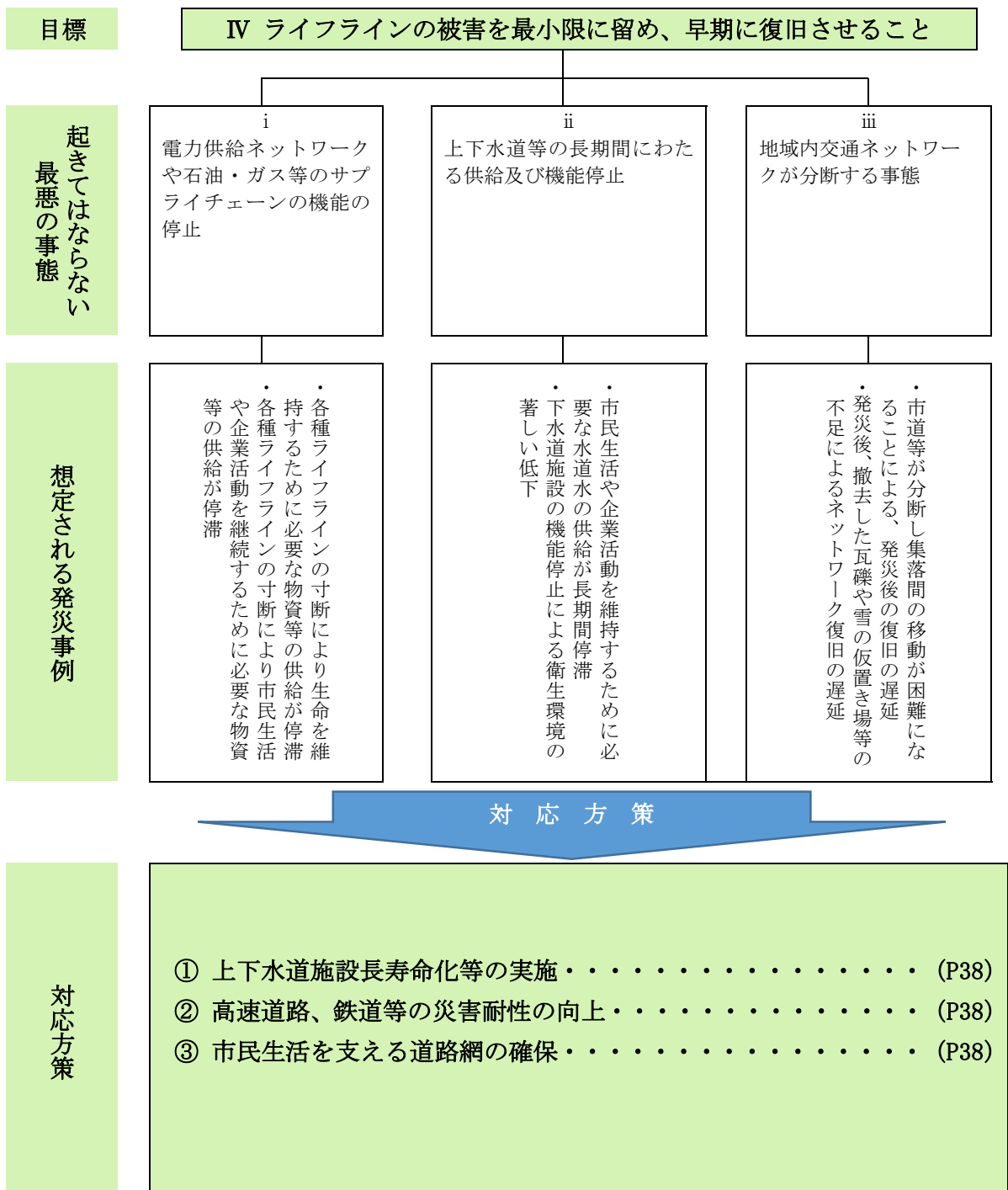
④市民への情報伝達手段の充実	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害に伴う停電や断線等により、行政からの情報発信や市民の情報収集手段が制限されてしまう可能性があります。 ・誤った情報が第三者から発信され、拡散することで、市民の生活に影響を及ぼす可能性があります。 	<p>・停電に強い防災ラジオの配布を促進するとともに、正確で迅速な情報伝達手段の多重化を推進します。</p> <p>数値目標等</p> <p>○防災ラジオの世帯普及率 【総合計画】 配布率 79.5% (2023年) ⇒ 80% (2028年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市公式LINEの機能強化の検討を行い、SNSの活用による情報発信の体制強化を整備します。 ・ケーブルテレビによる災害情報を安定的かつ継続的に発信するために、北御牧局舎の移設及び伝送路の2ルート化を行うことで、災害に対する強靱化を図ります。

4 ライフラインの被害を最小限に留め、早期に復旧させること



大規模災害発生後は、食料、電気、水道の他一般物流が十分に機能しないことが想定されます。このため、ライフライン及び物資等を円滑に輸送するための交通ネットワークの早期復旧を図ることを優先します。

更に、市外から補給される物資やボランティア等を適所に配置することも想定しておくことが必要です。



推進方針（取り組むべき事項）

①上下水道施設長寿命化等の実施	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被災により、水道水の供給が特に必要と考えられる医療施設、避難所、公的施設等への給水が滞る可能性があります。 老朽化が進んでいる上下水道施設については、震災時の破断等の発生により、機能が著しく低下する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設への自家発電設備、応急給水設備等の整備を計画的に進めます。 長寿命化事業及び耐震診断の結果等により、必要な上下水道施設の補修、改修または耐震化を進めます。

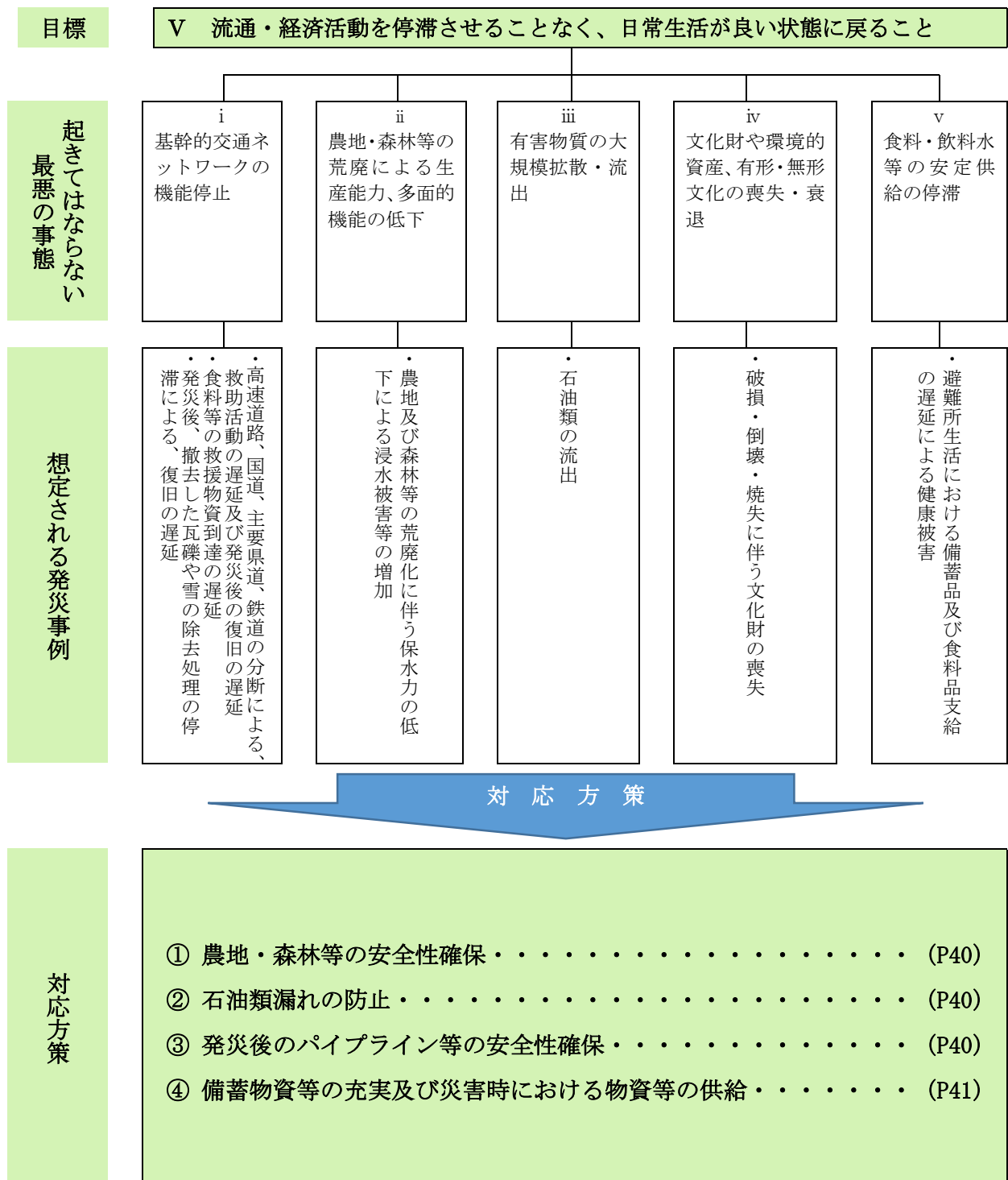
②高速道路、鉄道等の災害耐性の向上	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 市外からの物資や人員等の供給が遅れることにより、市民のライフラインの維持が困難になる可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関に災害耐性の向上を図っていただくための働きかけを行うとともに、長野県等と連携して、情報共有の強化を図ります。

③市民生活を支える道路網の確保	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> 市内の道路ネットワークが寸断することにより、孤立集落が発生する可能性があります。 地震や大雪により発生した瓦礫や雪の仮置き場の不足により、復旧等が遅延する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後、応急工事や除雪を迅速に実施し、迂回路を含め、道路網の確保を図ります。 道路網の維持に資する道路施設の整備を継続して実施し、道路の信頼性、安全性の確保に努めます。 ガイドラインを策定し、瓦礫や雪の仮置き場の確保を進めます。

5 流通・経済活動を停滞させることなく、日常生活が良い状態に戻る



大規模災害発生後には、基幹的な交通ネットワークをはじめ、多面的機能を含む農地の生産能力の低下、文化財の喪失・衰退、食料・飲料水等の安定供給の停滞など流通や経済を停滞させることなく、日常生活が少しでも早く過ごせるよう元の状態に戻していく必要があります。



推進方針（取り組むべき事項）

①農地・森林等の安全性確保		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> 農地及び森林等の保水力の低下による浸水被害の低減または農業・農村の多面的機能の維持し、発揮させるため、農地・農業用施設等の保全活動や森林整備の推進が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 荒廃地の発生防止対策を継続実施しつつ、永年性作物の栽培推進について、関係者とともに、検討・整備を進めます。 「東御市森林整備計画」に基づく間伐・皆伐・保育等の事業を継続して実施し、森林の多面的機能の維持・増進に取り組みます。 <p>数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耕作放棄地の再生活用面積 50ha(2023年迄) ⇒ 52ha(2028年) ○間伐・皆伐の面積 350ha(2023年迄) ⇒ 360ha(2028年)

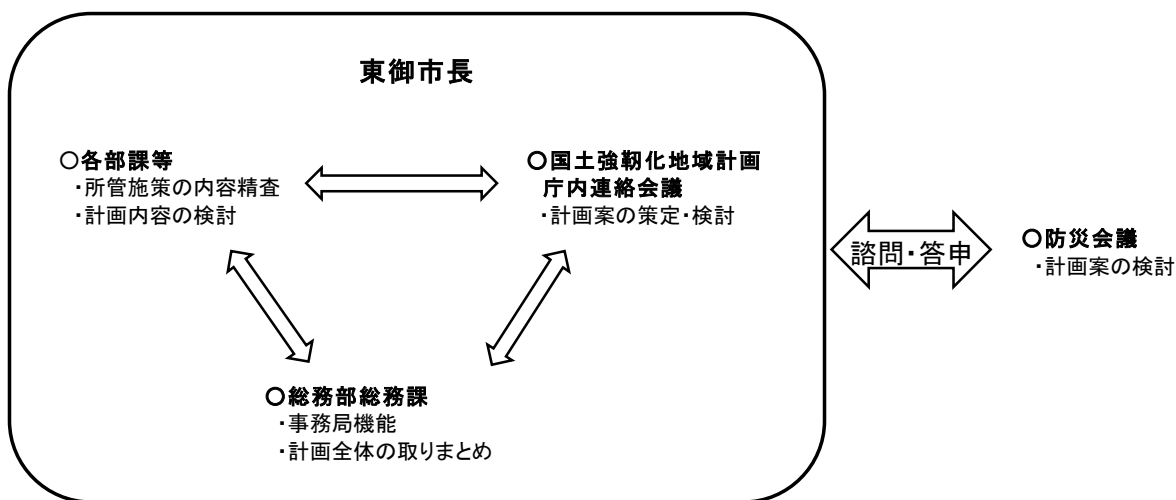
②石油類漏れの防止		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> 危険物貯蔵施設や設備の倒壊等による大規模な流出を予防するため、施設・設備の安全性の確保、保安体制の強化が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームタンクの管理者に設置基準を周知し、安全性を確保します。

③発災後のパイプライン等の安全性確保		
	脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
	<ul style="list-style-type: none"> 地震等によりパイプラインが破断し、可燃性物資への引火や環境汚染等の発生が懸念されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市ガス等の保安に対する意識の向上や啓発活動について、長野県と連携しながら、検討・実施を図ります。

④備蓄物資等の充実及び災害時における物資等の供給	
脆弱性評価（現状と課題）	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインが停止することで、食料や水、生活用品等が不足する可能性があります。被災後、市外から多くの人員や物資が市内に補給されることが予想されますが、それらの適切な受入体制が整っていない場合、市民への支援が遅延する事態が想定されます。 ・市内の自主防災組織は全ての区で結成していますが、隣近所が助け合って地域を守る「共助」の輪を広げ、地域防災力の向上を更に図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所におけるトイレの機能、能力を含めた環境の整備を図るとともに、災害時要配慮者に対応するために物資の備蓄も進めます。 <p>数値目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○非常用食料の備蓄 7,264食（2023年） ⇒ 11,500食（2028年） ※糸魚川静岡構造線断層帯地震避難者数 1,260人×約9食分 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に救援物資の受入れや配送がスムーズにできるよう、大型トラックの出入りや、フォークリフトの使用が可能な物資集積所を設け、受入配送等について、民間物流業者と協定等の締結実施等を検討します。 ・関係団体と連携して、災害ボランティア養成講座の開催やボランティア等を適所に配置するための体制を構築する等、協同による効果的な救援活動を実施するための体制づくりを進めます。 ・長野縣市町村災害時相互応援協定等に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立を進めます。

參考資料

資料1 第3次東御市国土強靱化地域計画の策定体制



・ 国土強靱化地域計画庁内連絡会議

国土強靱化地域計画庁内連絡会議
(会長) 副市長
総務部長
企画振興部長
市民生活部長
健康福祉部長
産業経済部長
都市整備部長
教育次長
議会事務局長
市民病院事務長

・ 事務局

事務局
総務部総務課防災係

資料2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

総合目標の達成に向けた施策推進の前提となる「起きてはならない最悪の事態」について、本市で起こりうる危険事象（地震・水害等）や地理的状況等を踏まえ、第3期長野県強靱化計画に掲げる29項目を18項目に整理した。

第3期長野県強靱化計画			第3次東御市国土強靱化地域計画											
基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態(29の事態)	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(18項目)										
1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊、密集市街地の火災による死傷者の発生	I あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られること	i	地震による住宅や不特定多数が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生									
	1-2	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生		ii	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生									
	1-3	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生		iii	ため池の決壊・土砂災害等による死傷者の発生									
	1-4	ため池、ダム等の損壊・機能不全による死傷者の発生		iv	避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生									
	1-5	火山噴火や火山噴出物の流出による死傷者の発生												
	1-6	避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生												
2 負傷者等に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料出納の長期にわたる不足	II 負傷者に対し、迅速に救助、救急活動が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保すること	i	長期にわたる孤立集落の発生や被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足									
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足		ii	医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、医療施設の被災による医療機能の麻痺									
	2-3	医療機関、医療従事者の不足やエネルギー供給の長期途絶、医療施設の被災による医療機能の麻痺		iii	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化									
	2-4	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化		iv	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生									
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生												
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発	III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	i	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下									
	3-2	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下												
	3-3	停電、通信施設の被災による情報通信の麻痺・長期停止												
	3-4	テレビ・ラジオ放送の中断や、通信インフラ障害によりインターネット・SNS等で災害情報が必要な者に伝達できない事態												
4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	4-1	電力供給ネットワーク(発電所・送配電設備)や石油・都市ガス・LPガス サプライチェーンの機能の停止	IV ライフラインの被害を最小限に留め、早期に復旧させること	ii	テレビ・ラジオ放送の中断や、通信インフラ障害によりインターネット・SNS等で災害情報が必要な者に伝達できない事態									
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止												
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止												
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態												
5 流通・経済活動を停滞させない	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞	V 流通・経済活動を停滞させることなく、日常生活がより良い状態に戻る	i	電力供給ネットワークや石油・ガス等のサプライチェーンの機能の停止									
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的ネットワークの機能停止												
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞												
	5-4	危険物施設の被災による有害物質の大規模拡散・流出												
	5-5	農地や森林の荒廃による生産能力、多面的機能の低下												
6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る	6-1	大量発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	ii	iii	有害物質の大規模拡散・流出									
	6-2	倒壊、浸水した住宅の再建が大幅に遅れる事態												
	6-3	復旧・復興を支える組織、人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態												
	6-4	観光や地域農産物に対する風評被害により復興が大幅に遅れる事態												
	6-5	貴重な文化財や環境的資産、地域に伝わる有形・無形の文化の喪失・衰退												
			iv	v	文化財や環境的資産、有形・無形文化の喪失・衰退									
						v	vi	食料・飲料水等の安定供給の停滞						
									vii	viii				
												viii	ix	
			x	xi										

資料3 「起きてはならない最悪の事態」及び「想定される発災事例」と「対応方策」との関係

事前に備えるべき目標	対応方策	個別施策分野(5分野)					指標	現状	目標
		①行政	②住宅 交通 土地	③保健 福祉 医療	④産業 観光	⑤環境 教育			
I あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られること	①市有施設の耐震化等 ・市有施設の耐震及び長寿命化 ・小中学校施設の長寿命化	○				○	設定指標なし 設定指標なし		
	②市民生活を支える道路環境の整備 ・橋梁の長寿命化計画に基づく修繕 ・橋梁定期点検(3巡目) ・舗装長寿命化計画に基づく修繕		○ ○ ○				長寿命化修繕工事件数 設定指標なし 設定指標なし	33橋(2024)	37橋(2028迄)
	③幹線道路等の周辺における無電柱化の推進 ・住宅密集地等の周辺における無電柱化の推進					○	設定指標なし		
	④住宅・建築物・ブロック塀の耐震化等 ・住宅・建築物耐震診断、補助制度のPR ・ブロック塀の耐震化 ・指定文化財の耐震調査		○ ○			○	木造住宅耐震診断数 設定指標なし 設定指標なし	611件(2024)	635件(2028)
	⑤雨水排水路の整備 ・雨水排水路の整備		○				雨水排水路の整備	過去に溢水が発生した地域を優先的に整備	
	⑥ハザードマップの更新及び利活用 ・避難所・土砂災害洪水ハザードマップの作成		○				ハザードマップ作成率	100%(2022)	100%
	⑦地域防災力の強化 ・【総合計画】防災訓練の参加促進 ・都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定	○	○				市防災訓練参加人員 設定指標なし	5,000人(2023) ※安否確認者を含まず	15,000人(2028) ※安否確認者含む
	⑧防災教育の充実 ・危機管理マニュアル、避難訓練マニュアルを活用した避難訓練の実施 ・ハザードマップ等を活用した防災教育の充実					○ ○	設定指標なし 設定指標なし		
	⑨市民への情報伝達手段の充実 ・【総合計画】【重点】防災ラジオの配布率向上 ・LINE機能の検討及びSNS活用による情報発信の整備強化 ・北御牧局舎の移設及び伝送路の2ルート化 ・災害に係る気象情報のリアルタイム発信	○ ○ ○ ○					普及率 設定指標なし 設定指標なし	79.5%(2023)	80%(2028)
	⑩ため池等の災害耐性の向上・土砂災害対策等の推進 ・農村地域防災減災事業① ・農村地域防災減災事業② ・災害時における避難場所及び受入体制の整備 ・長野県 火山砂防事業 横堰(栗生沢・熊沢) ・長野県 急傾斜地崩壊対策事業 県	○	○ ○			○ ○	耐震性調査 耐震補強工事 設定指標なし 砂防堰堤 法面補強	20池(2023迄) 1池(2018迄)	60池(2030完了) 2池(2024迄)
II 負傷者に対し、迅速に救助、救急活動が行なわれるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保すること	①地域防災力の強化 ・消防防災班を中心とした地域防災力の充実と体制強化 ・【総合計画】消防団員の確保 ・消防団の充実強化(地域活動助成事業) ・【総合計画】防災訓練の参加促進 ・消防団車両及び小型ポンプの更新	○ ○ ○ ○ ○					設定指標なし 消防団活動員数 防火衣の追加数 市防災訓練参加人員 設定指標なし	670人(2023) 5,000人(2023) ※安否確認者を含まず	675人(2028) 93着(2028年) 15,000人(2028) ※安否確認者含む
	②要配慮者等の把握及び支援 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・個別避難計画書の作成及び支えあい台帳との整合性 ・地域包括支援体制の充実			○ ○ ○			避難行動要支援者名簿の作成 設定指標なし 設定指標なし	作成済(R5)	
	③市民生活を支える道路網の確保 ・災害発生後の応急工事や除雪を迅速に実施する体制を維持し、迂回路を含めた道路網の確保 ・道路整備の実施に伴う安全性の確保		○ ○				設定指標なし 設定指標なし		
	④市民への情報伝達手段の充実 ・LINE機能の検討及びSNS活用による情報発信の整備強化 ・北御牧局舎の移設及び伝送路の2ルート化		○ ○				設定指標なし 設定指標なし		
	⑤災害時の医療救護及び医薬品等の供給 ・災害時応援協定の締結 ・災害時の医療救護及び医薬品等の供給 ・健康教育の周知	○ ○				○	設定指標なし 設定指標なし 設定指標なし		
	⑥保健衛生、感染症予防活動の実施 ・平時からの感染症予防対策用資器材の整備等と 災害発生時の速やかな感染症予防活動の実行 ・避難所ごと感染症対策が実施できる職員体制の確保			○ ○			設定指標なし 設定指標なし		
	⑦長期避難生活者への支援 ・避難生活者支援サポーター、リーダー等の地域リーダーの育成			○			設定指標なし		

事前に備えるべき目標	対応方策	個別施策分野(5分野)					指標	現状	目標
		①行政	②住宅 交通 土地	③保健 福祉 医療	④産業 観光	⑤環境 教育			
Ⅲ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能確保すること	①災害対策本部機能の強化 ・市役所庁舎の耐震化 ・市役所庁舎非常用発電機設置 ・市役所業務継続計画の見直し ・自衛隊、警察、消防及び関係機関との情報共有	○ ○ ○ ○					市役所本庁舎耐震化率 設定指標なし 設置済み 設定指標なし 設置済み	設置済み 設置済み	
	②災害時の主要交差点の安全確保 ・信号機電源付加装置の設置等の必要な対策を公安委員会に要請		○				設定指標なし		
	③災害発生後の廃棄物処理等の対応 ・東部クリーンセンター、不燃施設、最終処分場、生ごみリサイクル施設の運転管理 ・第2次東御市一般廃棄物処理基本計画に基づき市民との協同による被災時対応体制構築の推進 ・生ごみリサイクル施設の衛生環境の維持・迅速な業務の復旧					○ ○ ○	設定指標なし 設定指標なし 設定指標なし		
	④市民への情報伝達手段の充実 ・【総合計画】【重点】防災ラジオの配布率向上 ・LINE機能の検討及びSNS活用による情報発信の整備強化 ・北御牧局舎の移設及び伝送路の2ルート化	○ ○ ○					普及率 設定指標なし 設定指標なし	79.5%(2023)	80%(2028)
Ⅳ ライフラインの被害を最小限に留め、早期に復旧させること	①上下水道施設長寿命化等の実施 ・水道施設の防災機能強化 ・老朽化施設の補修、改修					○ ○	防災強化施設数(5施設) 設定指標なし	3施設(2023)	5施設(2028)
	②高速道路、鉄道等の災害耐性の向上 ・関係機関との情報共有の強化		○				設定指標なし		
	③市民生活を支える道路網の確保 ・応急工事や除雪等の実施による道路網の確保 ・道路施設の整備継続 ・除雪・融雪剤散布ガイドラインの策定		○ ○ ○				設定指標なし 設定指標なし ガイドライン作成	作成済(2015)	
Ⅴ 流通・経済活動を停滞させることなく、日常生活が良い状態に戻る	①農地・森林等の安全性確保 ・東御市遊休荒廃農地復旧事業 ・東御市森林整備計画					○ ○	耕作放棄地の再生活用面積44ha 間伐・皆伐の面積	50ha(2023迄) 350ha(2023迄)	52ha(2028) 360ha(2028)
	②石油類漏れの防止 ・ホームタンク設置時の注意喚起による安全性確保					○	設定指標なし		
	③発災後のパイプライン等の安全性確保 ・各施設への注意喚起による安全性確保					○	設定指標なし		
	④備蓄物資等の充実及び災害時における物資等の供給 ・災害時における物資の調達 ・災害時における燃料等の供給 ・災害時における飲料水の提供 ・非常用食料の備蓄 ・災害時応援協定の締結 ・長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく平時からの連携強化	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					設定指標なし 設定指標なし 設定指標なし 糸魚川静岡構造線断層帯地震避難者数1,260人×9食分 設定指標なし 設定指標なし	7,264食(2023年)	11,500食(2028年)

資料4 公共事業等整備箇所一覧

種別	事業名	箇所名	整備目標	対応方針
公共施設改修	公営住宅等ストック総合改善事業	市内	施設改修	1-①
公共施設改修	東御中央公園公園施設改修／長寿命化	東御中央公園	施設改修／長寿命化	1-①
公共施設改修	東御中央公園体育施設改修／長寿命化	東御中央公園	施設改修／長寿命化	1-①
公共土木施設	道路メンテナンス事業	市内	橋梁長寿命化	1-②
公共土木施設	道路舗装等修繕事業	市内	舗装長寿命化	1-②
公共土木施設	狭あい道路整備等促進事業	市内	土木施設改修	1-②
公共土木施設	雨水排水路整備	市内	排水路整備	1-⑤
市街地整備	立地適正化計画策定	市内	計画策定	1-⑦
公共施設改修	防災ラジオ難聴対策	市内	施設整備	1-⑨ 2-④ 3-④
ため池耐震改修	加沢池耐震改修事業	加沢池	耐震改修	1-⑩
ため池漏水改修	田楽池漏水改修事業	田楽池	漏水改修	1-⑩
公共土木施設	長野県火山砂防事業	横堰	土木施設整備	1-⑩
公共土木施設	長野県急傾斜地崩壊対策事業	県	土木施設整備	1-⑩
公共施設整備	池の平湿原待避所整備事業	池の平湿原	待避所の整備	1-⑩
下水道施設改修	処理場施設・設備改修	市内	施設・設備改修	4-①
下水道施設改修	管路施設改修	市内	施設改修	4-①
水道施設改修	水源・配水池・設備設置改修	市内	施設・設備設置改修	4-①
水道施設改修	管路施設改修	市内	施設改修	4-①
獣害防護柵設置	鳥獣被害防止総合対策交付金	祢津御堂地区	設置整備	5-①
予防治山	緊急予防治山事業	布下 岩下	山腹整備	5-①
予防治山	緊急予防治山事業	大日向 七尋石	山腹整備	5-①
予防治山	緊急予防治山事業	下之城 梨木沢	山腹整備	5-①
農業用水路改修	農業用水路長寿命化・防災減災	左岸幹線（田沢～出場）	配水管路整備	5-①
農業用水路改修	農業用水路長寿命化・防災減災	御牧原地区	配水管路整備	5-①
農業用水路改修	農業用水路長寿命化・防災減災	八重原用水（山崎～下八重原）	用水路整備	5-①

平成 28 年 3 月 第 1 次計画策定
平成 31 年 2 月 第 2 次計画策定
令和 6 年 2 月 第 3 次計画策定